

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成24年6月12日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「請求人が山口県に対し不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）違反で情報提供をした〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する記録全て。内容は伊勢エビでなきロブスター類を偽って伊勢エビと表示、販売した件」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、平成24年6月21日付けで本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を明らかにしないで公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成24年6月22日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

全面非開示はありえない。

法人を特定されないようにすれば、その他は開示できると考える。

3 実施機関の理由説明に対する意見

処分庁の非開示理由の説明は、一定の理解はできるものの、要は、違法行為の有無の一点につきる。

仮に違法行為がなかったとしたならば、当然に実施機関の主張するように風評被害等の不利益があってはならない。ただし、違法行為があった場合は、違法行為を行った事業者は、当然、消費者たる国民の審判に付されても何ら異議を唱えられないも

のである。消費者たる国民は、違法行為を行った法人を許せるはずもなく、それらの情報を知りたいと思うのは当たり前である。

よって、国民の知る権利、消費を選ぶ権利に基づけば、本件非開示は不当である。

第4 実施機関の説明要旨

景品表示法の目的は、消費者の商品選択を惑わすおそれのある過大な景品提供や虚偽・誇大な広告及び表示を事業者に対して規制し、消費者の利益を保護することである。

県に寄せられる景品表示法に係る相談を含む消費生活相談は、一般的に、事業者に対する苦情から違法行為のおそれのあるものまで様々なものであり、その情報は全て記録されている。

したがって、特定の法人に関する情報の存在が明らかになれば、違法行為の有無にかかわらず、調査をした可能性を類推することができ、その事実だけでも、当該法人の社会的評価が低下し、取引をしようとする相手が、取引を回避、又は警戒することが予想され、法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあると判断したため、存否を明らかにしない決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、景品表示法に違反する行為を行っているとして実施機関に情報提供された特定の法人に関する文書である。

2 本件公文書の存否応答拒否について

(1) 条例第11条第3号について

第11条は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨であるが、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハマまでに規定する情報については、開示することとされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかは問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として、顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として、不祥事件報告書などが、人

事等専ら法人の内部管理の情報として、内部監査実施状況報告書などが考えられている。

(2) 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

(3) 本件処分について

本件請求は、特定の法人が行ったとされる景品表示法に違反する行為について、実施機関が行った調査、行政指導等に関する公文書の開示を求めるものであり、本件公文書の存否に係る情報（以下「本件存否情報」という。）を答えることは、当該法人が、同法違反の疑いで、実施機関による調査、行政指導等を受けたという事実の有無を明らかにするものと認められる。

そして、本件存否情報が明らかにされた場合、景品表示法違反の有無にかかわらず、当該法人が、同法に違反する行為をしたのではないかとの憶測を呼び、信用に悪影響を及ぼし、事業活動に支障を来すなど、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件公文書の存否を答えることは、条例第11条第3号の不開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否すべきものと認められる。

(4) その他

異議申立人は、法人の特定につながる情報を非開示とすればそれ以外の情報は開示できると主張する。しかし、特定の法人を名指ししてされた開示請求である以上、本件公文書が存在するとした場合に、その文書に記載された当該法人の名称、所在地等の情報を非開示としたとしても、その他の部分を開示することによって、結局、条例第11条第3号に該当する情報を公開することとなるため、異議申立人の主張は採用できない。

その他、異議申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するもの

ではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成24年 7月 6日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年 7月10日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成24年 7月24日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年 7月25日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成24年 8月16日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成24年 8月20日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成24年11月 8日	事案の審議を行った。
平成24年12月19日	事案の審議を行った。
平成25年 2月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成25年2月19日現在)